

東学校給食センター副食物等搬送業務仕様書

1 業務名 東学校給食センター副食物等搬送業務

2 委託期間及び業務期間

- (1) 委託期間 契約の日から令和13年3月31日まで
- (2) 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 委託業務及び委託業務場所

東学校給食センター副食物等搬送業務は、東学校給食センター（以下「給食センター」という。）から石巻・牡鹿地区の配達校へ学校給食副食物等を搬送する業務である。

給食センターの配達校は次のとおりだが、各年度においては各学校の児童生徒数、各給食センターの状況等により変更が生じる場合がある。

また、各年度の副食物等搬送計画は、統廃合等の情勢を踏まえ、各年度の業務開始前までに、受託者へ指示する。【別添「令和8～12年度副食物等搬送計画表」参照】

なお、各学校の休校、給食止め等により変更を生じる場合には、当日の業務開始までに給食センター所長が受託者の業務員に指示する。

石巻地区配達校（23校）	石巻小学校、住吉小学校、湊小学校、 釜小学校、山下小学校、蛇田小学校、 渡波小学校、稻井小学校、向陽小学校、 貞山小学校、開北小学校、万石浦小学校、 大街道小学校、中里小学校、鹿妻小学校、 石巻中学校、住吉中学校、湊中学校、蛇田中学校、 渡波中学校、稻井中学校、山下中学校、万石浦中学校
牡鹿地区配達校（4校）	鮎川小学校、大原小学校、寄磯小学校、牡鹿中学校

4 業務日数及び業務時間

- (1) 各年度の業務日数（見込み）は次のとおり。

令和8年度 201日
令和9年度 203日
令和10年度 203日
令和11年度 205日
令和12年度 205日

- (2) 業務時間

搬送業務に携わる業務員の業務時間は、原則として午前8時30分から午後3時15分までとし、45分間の休憩時間を業務時間の途中にとること。

5 搬送委託条件及び受託者の責務

- (1) 搬送車両の運行に係る一切の費用、搬送車両の架装に係る費用及び搬送車両の運転等の業務に携わる業務員に係る一切の費用は受託者の負担とすること。
- (2) 受託者は、搬送車両の駐車場を確保するとともに盜難、いたずら等に遭わないよう厳重に

保管すること。

- (3) 受託者は、常に搬送車両等を清潔に保つよう努めること。
- (4) 受託者は、車両の対人、対物、搭乗者等の任意保険又は共済については、応分の措置を講ずるものとし、契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、車両の全てが任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の写しを提出すること。

また、受託者は事故等による積載物の被害について補償すること（積荷損害補償保険への加入による対応も可能）。

- (5) 受託者は、搬送する物品が給食用の食缶等を格納したコンテナであることに十分留意して、搬送の安全確保及び適切な車両管理について、万全の注意と措置を行うものとする。
- (6) 受託者は、搬送車1台について2名の業務員を配置し、業務員の病欠、欠勤等により業務に支障が生じないよう予備の業務員を定め、いつでも代替ができるよう教育しておくこと。
- (7) 受託者は、業務員及び予備業務員の名簿を委託者へ提出し、その承認を得なければならぬ。これを変更した場合も同様とする（名簿は、学校管理課及び給食センターへ1部ずつ提出すること。）。
- (8) 受託者は、業務員及び予備業務員について、年1回の健康診断、毎月2回の検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌）及び10月から3月までは各月1回のノロウイルス検査を実施し、報告書を速やかに学校管理課及び給食センターへ提出すること。

検査日については、月2回の検便検査は毎月第1・3水曜日、ノロウイルス検査については毎月第1水曜日に実施し、検体は給食センターに提出すること。

なお、陽性者が発生した場合には、直ちに委託者に連絡し指示を受けること。

- (9) 業務員の業務内容等は次のとおりとする（給食未実施期間中を含む。）。

 - ① 搬送車両の荷台を洗浄、消毒する。
 - ② 食器等、添加物及び副食物入りの食缶を格納したコンテナを給食センターから学校に搬送する。
 - ③ 献立表、栄養指導資料（給食だより等）、その他給食に関わる物品等を送付し、学校からの各種書類（給食人員申込書、試食会申込書等）及び納入業者が学校へ直接納品した物品の納品書（以下これらを「連絡簿等」という。）の回収を行うものとする。
 - ④ 給食終了後、コンテナ等を給食センターまで搬送し、コンテナを洗浄室に搬入し、コンテナ等を所定の位置に運ぶこと。また、連絡簿等を給食センター職員に手渡すこと。
 - ⑤ 運転日誌及び搬送日誌に記載し、搬送日誌を給食センター所長に提出すること。
 - ⑥ その他業務員の給食センターにおける勤務については、給食センター所長及び職員が指示するところによる。
 - ⑦ 給食実施日の1日の業務手順は、別紙1のとおりとする。

- (10) 受託者は、業務員として以下の条件を全て満たす者を配置するものとする。

 - ① 心身ともに健康な者であること。
 - ② 第一種普通自動車運転免許以上を有し、搬送車両と同等の車両の運転経験があること。
 - ③ 運転経験を3年以上有すること。
 - ④ 契約締結時、過去3年に遡り無事故の者で、70歳未満の者であること。ただし、契約期間中に70歳になった者については、契約期間終了まで本業務に従事することができる。

- (11) 受託者は、業務員（予備の業務員を含む。）に各個人専用の作業服、白衣、帽子、ネット、厨房靴（汚染区域及び非汚染区域は履き替えが必要）、マスク及び手袋（指定したものに限

る。) を用意し着用させ、氏名を表示させること。

また、作業服等は、毎日洗濯を実施し常に清潔な状態にしておくとともに、衛生確保のため破損、汚れが激しい場合は、隨時新しいものと交換すること。

(12) 受託者は、業務員に対し車両の運行管理及び業務中における安全確保と事故防止に注意させ、常に給食センターと密接な連絡を取らせるものとする。

(13) 受託者は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第16条の規定に基づく運行管理者のもと、運転者の指導監督、点呼による運転者の疲労、健康状態等の把握及び安全運行の指示等、輸送業務の安全確保に万全の注意をもって当たらなければならない。

(14) 受託者は、車両の整備に当たっては、法定点検のほか、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条の規定に基づく整備管理者のもと自主点検を行うなど、常時整備に努めなければならない。

また、契約締結時及び車両更新時に車検証の写しを提出すること。

(15) 受託者は、緊急時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくとともに、交通事故その他緊急事態が発生したときは、直ちに適切な処置を講ずるとともに、学校管理課及び給食センター所長に通報しなければならない。

(16) 受託者は、車両が故障又は交通事故その他の理由により搬送に支障を来すと認められたときは、速やかに代替車両を配車する等の適切な措置を講じて、契約書に定める給食実施日の搬送を休止させてはならない。

(17) 受託者は、業務員に対し衛生教育及び安全教育を実施すること。

(18) 搬送車両には、搬送業務時間外であっても、給食搬送業務に影響を与える貨物(毒物、農薬、廃棄物、放射性同位元素等、動物、死体、臭いの強いもの等)を積載しないこと。

また、搬送業務時間外において搬送車両を使用することも同様に厳禁とする。もし車検等で業務時間外に搬送車両を使用せざるをえない場合は、事前に委託者に一報し協議すること。

(19) 業務時間及び休憩時間(待機時間を含む。)において、業務員が搬送車両内で喫煙することを厳禁とする。

また、いかなる状況であっても、白衣を着用した状態で喫煙することも厳禁とする。

(20) この業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせることなく履行すること。

6 搬送車両

(1) 車両台数

3tロング: 7台 2tショート又は3tロング: 2台 計9台

(2) 搬送車両の仕様

搬送車両は、調理した食品及び食器類を格納したコンテナを給食センターから配送校へ配達し、回収する車両であることから、衛生的構造にすることを第一に考慮し、且つ効率的で安全な車両であり、次の各号の全てを満たすものであること。

① 全ての搬送車両は、アルミバンとし、外側は、波型(コルゲート)又はフラットとすること。内装は、衛生上の観点から四方をステンレスで囲み、コンテナの重量、消毒等に耐えられるものとすること。

② 搬送車両の荷台は、別紙2(配送校毎のコンテナ仕様及び台数)に示すコンテナを積載可能な大きさとすること。

③ 当センターには、搬送の際施設内に外気が入らないようドックシェルター(別紙3参照)

を設置しているため、搬送車両の荷台のサイズは最大積載時でも別紙3に合うものを用意すること。また、荷台後部扉は、シャッター式のものにすること。

- ④ 搬送車両については、コンテナ積卸しの渡し板があること。
- ⑤ コンテナが相互に衝突しないよう中仕切りを全ての搬送車両に設け、コンテナが損傷しないようクッション板を設けること。
- ⑥ 全ての搬送車両は、車両が後退する場合、警報が吹鳴すること。
- ⑦ 搬送業務中は、搬送車両の両側面に「東学校給食センター給食搬送車」、又は「石巻市学校給食搬送車」と表示すること。なお、表示の色及びサイズは別途協議すること。

7 その他

- (1) 搬送業務に際しては、特に初年度開始に当たっては、契約締結後、委託者、給食センター所長及び職員と協議の上試験運行等を実施するなど、安全確保に万全を期すものとする。
- (2) 各配達校のコンテナ台数等は各年度の各学校の児童生徒数、クラス数等の状況等により変更が生じる場合がある。
- (3) 令和9年度から調理業務を民間事業者へ委託することから、給食センター所長が不在の場合は、その他職員の指示に従うこと。

8 暴力団等の排除

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除がある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により建設工事等担当課長に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。